

生駒市学びの多様化学校開設に伴う物品購入等に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本市が設置を予定している「学びの多様化学校」においては、不登校状態又は不登校傾向にある児童生徒が、「ここで学びたい」「ここにいたい」と感じられる安心できる居場所づくりが重要である。そのためには、学習に集中できる空間に加え、リラックスして過ごせる空間や、遊び・音楽・運動等を通じて他者と関わることができる空間など、児童生徒一人ひとりの心身の状態に応じて、過ごし方や学び方を選択できる環境整備が求められる。

また、従来「学校」と呼ばれる空間は、「教員が教える」ことを前提とし、最適化されてきた。依然として多くの学校がその前提のもと運営されている現状がある。本市が目指す学びの多様化学校は、この前提を根本から転換し、教員が「教える」ための空間ではなく、児童生徒自らが「学び」、互いに「学び合う」ことに最適化された空間を実現する。そのため本業務における什器等の選定は、この前提の転換を空間として具現化するものである。

さらに、従来の学校においては、教員をはじめとする大人があらかじめ環境を整え、児童生徒は与えられた環境の中で学んできた。本市が目指すのはこれとも異なり、児童生徒自身が、自らにとって居心地のよい空間を考え、つくり、育てていく主体であるにとらえる。

したがって本業務では、児童生徒一人ひとりが安心して過ごし、自ら学び方や居場所を選択できる環境を創出するとともに、児童生徒主体の「学び」と「学び合い」を支える「学校らしくない学校」の実現に向け、各室に配置する什器等を選定することを目的とする。

(2) 業務名

生駒市学びの多様化学校開設に伴う物品購入等

(3) 業務内容

別添仕様書に基づき実施すること。

(4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月15日

2. 業務に要する費用（予定価格）

40,980,500円（税込み）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 過去2年以内に下記のいずれかにおいて、税込2,000万円以上の契約実績を有すること。

- ・国又は地方公共団体が発注する什器等の選定、調達及び納入業務について、受注実績を有すること。
- ・学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育施設において、什器等の納入又は

- 学習環境整備に係る業務を実施した実績を有すること。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までに生駒市による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年7月16日（木） 15時00分

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ電子メール又はFAXにて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

※電子メールで提出の場合の案件名は、「【参加者名】生駒市学びの多様化学校開設に伴う物品購入等に係る質問」とすること。

(3) 回答日

令和8年7月21日(火) 15時00分

(4) 回答方法

市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

下記に記載の部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本5部

(副本については、提出時に提案者名をマスキング等で伏せた状態とすること。)

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

ウ 企画提案書(任意様式)

エ 参考見積書(任意様式)

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

①提出期限 令和8年7月24日(金) 16時30必着

②提出先 生駒市役所2階 教育総務課

③提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、到着日時が証明できる方法を利用すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) ヒアリング等による審査

規格提案書その他必要書類一式を不備なく提出した者について、企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記審査基準に基づいて評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案者(受託候補者)を特定する。

実施日:令和8年7月28日(火)予定

※実施時間、場所等については別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面及び電子メールにより通知する。

7. 審査基準及び配点

プレゼンテーション及びヒアリング審査は別紙「プロポーザル課題提示」に記載の審査基準に基づき審査する。

8. 日程

公示	令和8年7月 6日 (月)	
質問受付締切	令和8年7月16日 (木)	15時00分
質問回答	令和8年7月21日 (火)	15時00分
企画提案書等受付締切	令和8年7月24日 (金)	16時30分必着
審査	令和8年7月28日 (火)	13時00分
審査結果通知	令和8年8月 3日 (月)	予定
仮契約締結	令和8年8月 上旬	予定
業務開始	令和8年9月	予定
納期	令和9年2月	予定

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 業者決定後は本市との協議を踏まえ、提案内容を基本として納入する物品、仕様、数量、

配置等を確定し、最終仕様書を本市で作成した上で契約を締結するものとする。ただし、業務目的の達成に当たり、物品の配置、仕様、数量等については、本市及び学校との協議の上、提案の趣旨及びコンセプトを損なわない範囲で補足又は改善を求める可能性がある。

(7) 仮契約締結後、本契約を締結するまでの期間に企画提案において使用された3Dパース図や設置レイアウト図等を保護者向け説明会等で使用するため、提出を求める可能性がある。

(8) 契約締結後、10月頃に実施予定の学校体験会において納入予定の什器等の貸し出しを求める可能性がある。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 教育部 教育総務課 担当：岸本

〒630-0288 生駒市東新町8-38

TEL：0743-74-1111（内線2680）

FAX：0743-74-6464

メール：k-soumu@city.ikoma.lg.jp